

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会の運営について（案）

1. 全体事項

委員会の運営は、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例(平成22年条例第27号)に定めるほか、同委員会運営内規(案)により行います。

2. 表決（第4条）

表決を取る場合、出席委員の過半数の賛同をもって決することとします。

3. 委員の代理出席（第5条）

関係行政機関又は京都府職員である委員については、あらかじめ当該委員が指名する者の代理出席を認め、当該委員に代わって会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができることとします。

なお、最初に開かれる委員会への代理出席は、現に出席している者をもって、あらかじめ委員からの指名があったものとみなし第5条の規定を適用します。

4. 会議記録（第6条）

会議の審議結果及び審議経過を簡潔にまとめた会議記録を作成し、会長と会長が指名する委員1名が署名します。

5. 委員会の公開（第7条）

委員会は公開を原則としますが、委員会の決定により非公開とすることができます。(第1項)

なお、民間企業の参入意向調査等、公開によって事業推進に支障を来たす事項が含まれるため、実際に非公開となることが予想されます。

そのため、次回以降の予定案件が明らかな場合は、事前に公開・非公開を決定できることとします。(第2項)

6. 会議記録等の公開（第8条）

会議記録及び委員会資料は公開を原則としますが、第7条の規定により委員会が非公開とされた場合は、同様の理由により非公開とします。

7. 委員会の傍聴（第9条～第16条）

委員会が公開される場合は傍聴を認めます。

ただし、本市議会傍聴規則に準じる遵守事項等を設定しています。

8. 幹事会の設置（第17条）

委員会は、所掌事項について実務的な見地から協議するために幹事会を設置できます。

9. 幹事会の構成（第18条）

幹事会は、委員会会長及び会長が指名する者をもって構成します。

なお、第1回委員会で構成案を提示し、各委員の意見を伺った上で決定します。

また、幹事には報酬及び旅費は支給しません。

現在の構成員案は、別表1のとおりです。

10. 幹事会の公開等（第19条）

幹事会は公開しません。

別表1：幹事会構成員案

幹事氏名	職名
村 橋 正 武	同委員会 会長
中 村 重 夫	京都府企画政策部 文化学術研究都市推進室 室長
岡 本 哲 夫	京都府建設交通部都市計画課 課長
衣 川 源 彰	京都府山城広域振興局 副局長
中 川 雅 永	都市再生機構 事業部長
鈴 木 宏 治	市長公室長
田 中 達 男	生活環境部長
炭 谷 育 夫	建設部長

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会運営内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例（平成22年木津川市条例第27号。以下「条例」という。）第9条の規定により木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の開閉）

第2条 委員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（発言）

第3条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

第4条 委員会の議事は、出席委員の過半数以上の賛同をもって決する。

（委員の代理出席）

第5条 条例第3条第2項第1号の委員の内、関係行政機関又は京都府の職員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。

（委員会の会議記録）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記録した委員会の要旨（以下「会議記録（別記様式第1号）」という。）を作成し、保存するものとする。

（1）委員会の日時及び場所

（2）出席した委員等の氏名

（3）委員会の議題

（4）審議の要旨

（5）その他議長が必要と認めた事項

2 会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

（委員会の公開）

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、公開しない

ことができる。

- 2 前項但書は、審議の予定案件が明らかな場合、次回以降の委員会についても適用する。

(会議記録等の公開)

第8条 会議記録及び委員会資料は、原則として公開する。ただし、前条各項の規定により委員会が非公開とされた場合は、公開しない。

- 2 会議記録及び委員会資料の公開の方法は、次によるものとする。

(1) 市長公室学研企画課での閲覧

(2) 市ホームページへの掲載

(傍聴)

第9条 委員会を傍聴しようとする者は、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会傍聴人受付簿（別記様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

- 2 傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

(幹事会の設置)

第17条 委員会は、所掌事項について実務的な見地から協議するため幹事会を設置する。

(幹事会の構成)

第18条 幹事会は、会長及び会長が指名する者をもって構成する。

(幹事会の公開等)

第19条 幹事会は、公開しない。

(幹事会の庶務)

第20条 幹事会の庶務は、木津川市市長公室学研企画課とする。

(その他)

第21条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成23年2月8日から施行する。

(委員の代理出席の特例)

2 最初に開かれる委員会への代理出席は、現に出席している者をもって、あらかじめ委員からの指名があったものとみなし第5条の規定を適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 開催結果の要旨

会 議 名			
日 時		場 所	
出 席 者	委 員		
	その他出席者		
	庶 務		
議 題			
審 議 結 果 要 旨			
審 議 経 過 要 旨			
その他特記事項			
署 名 欄	木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 議長		
	木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 委員		

別記様式第2号（第9条関係）

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会

傍 聴 人 受 付 簿

1 委員会の内容

委 員 会 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
特 記 事 項	

2 傍聴希望者

氏 名	住 所

木津川市条例第 27 号

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例

(設置)

第 1 条 学研木津北・東地区土地利用計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区のうち、木津地区の北部及び東部の土地利用に関すること。
- (2) 前号の土地利用を実現するための手続に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、同地区の土地利用の具体化に際して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 識見を有する者で、市長が委嘱又は任命する者
- (2) 市長が指名する市の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

検討体制とスケジュール

平成23年2月8日

委員会設置の背景

- ◆ 過去2回の専門家委員会で土地利用構想を検討。その成果として、里山保全(再生)やフィールドでの実践を通じた、多様な主体によるプラットフォームの形成、実現を目指しており、その具体化を図る必要がある。
- ◆ 都市再生機構は平成25年度にニュータウン事業を完了することから、それまでに保有する土地の利活用に目途をつける必要がある。
- ◆ 個人所有地の場所が不明で、永年的な山の管理主体が未定であるため、このまま放置されると山が荒れて自然災害発生の危険性も高まることから、防災対策も含めた管理体制の確立が急がれる。
- ◆ COP10の開催(H22.10)、生物多様性保全活動促進法の成立(H22.12)など、里山や生物多様性の保全に向けた社会の機運が高まっている。
- ◆ 木津川右岸での企業による水源涵養林保全の活動展開を一例として、企業のCSR活動が本格化している。



今、この時期に土地利用計画と実現方策を議論し、土地利用構想を軌道に乗せる必要がある

委員会設置の目的

- ◆ 木津北・東地区を関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランで示された「持続可能社会のための科学」を実践するフィールドとして整備するためのモデルを構築するとともに、そのスキームを示した計画を策定する。
 - 全国の里山保全(再生)のモデルを構築する。
 - 都市開発と生物多様性確保のモデルを構築する。

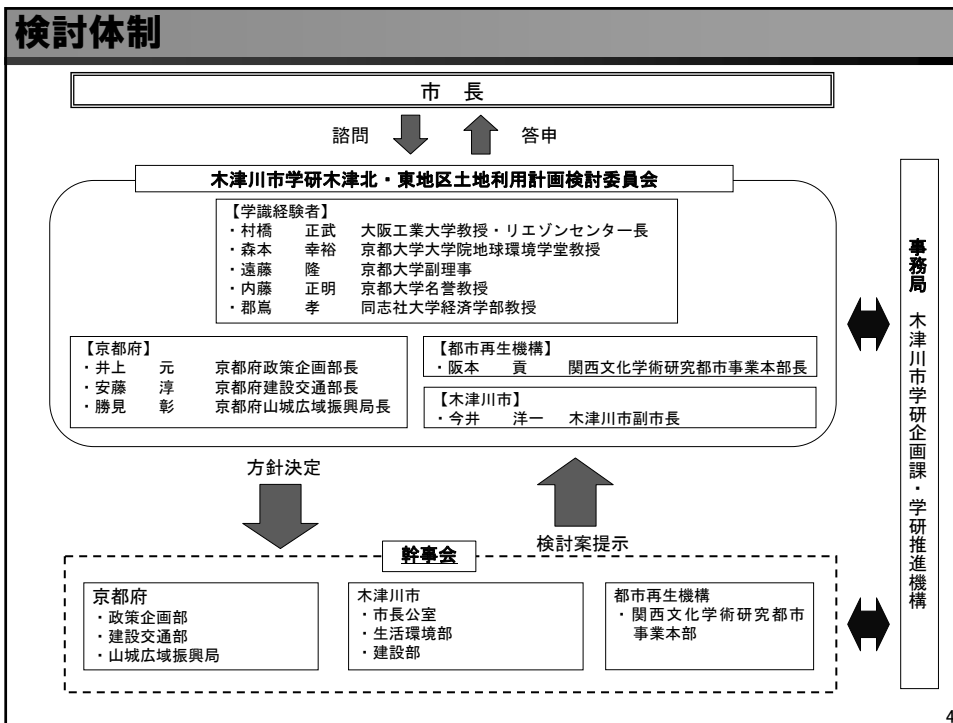
2

委員会名簿

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会

村橋	正武	大阪工業大学教授・リエゾンセンター長
森本	幸裕	京都大学大学院地球環境学堂教授
遠藤	隆	京都大学副理事
内藤	正明	京都大学名誉教授
郡嶋	孝	同志社大学経済学部教授
井上	元	京都府政策企画部長
安藤	淳	京都府建設交通部長
勝見	彰	京都府山城広域振興局長
阪本	貢	UR関西文化学術研究都市事業本部長
今井	洋一	木津川市副市長

3



4

委員会及び幹事会開催スケジュール

	平成23年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
検討委員会		○第1回検討委員会 ○諮問	○第2回検討委員会		○第3回検討委員会	バブコメ		○第4回検討委員会	○第5回検討委員会	○答申
幹事会		▲第1回幹事会	▲第2回幹事会	▲第3回幹事会	▲第4回幹事会			▲第5回幹事会	▲第6回幹事会	

5

木津北・東地区の経緯と現状

平成23年2月8日

これまでの検討経緯と今後の検討項目

H17年度

木津地区まちづくり検討委員会

- ・都市機構のニュータウン事業からの撤退、早期事業完了
 - ・木津中央地区におけるオオタカの営業による自然環境保全と当地区開発の両立の必要性
 - ・サード・ステージ・プランにおける木津地区の位置づけの再整理の必要性
 - ・木津駅及び周辺での整備進捗
- 木津地区の事業再構築を図るための検討

H20年度

木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会

- ・木津東部丘陵一帯におけるまちづくりの方向性を確認
 - ・持続可能社会の実践の場としての役割の明確化
 - ・オオタカの地域固体群の確保や生物多様性の保全、産官学や地域との一体的な取り組み体制の構築
- 木津東部丘陵土地利用構想と具体的取組みイメージ等の提示

<<新たな動き等>>

- 関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランの展開
- 木津北地区へのクリーンセンター建設計画
- 木津川右岸での民間企業による水源涵養のための、森林整備活動の展開 等

本検討

H22年度

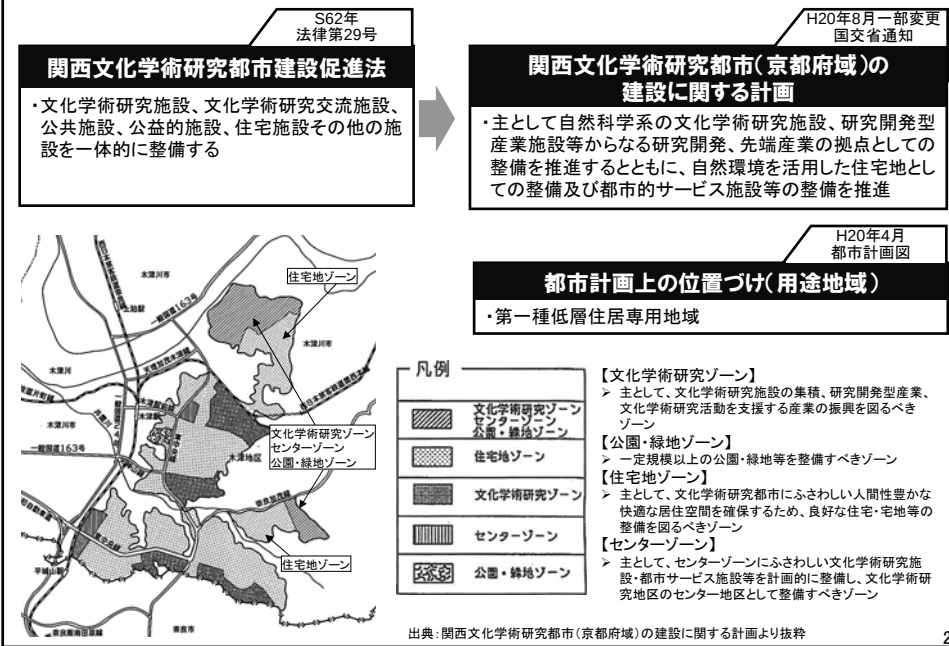
木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会

- ・木津東部丘陵持続可能都市整備構想を前提
- ・まちづくりのコンセプトの検討
- ・持続可能な都市の形成へ向けた、まちづくりの基本計画(テーマ・土地利用ゾーニング等)の検討
- ・事業スキームと展開方策の検討
- ・関連計画への対応方針の検討 等

- 学研建設計画、都市計画変更等の所要手続き 等

学研建設計画、都市計画等での位置づけ

① 地区のおかれている状況



2

検討の対象地区

① 地区のおかれている状況



3

関西文化学術研究都市の取組みの方向性

① 地区のおかれている状況

関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン

総力を結集した「持続可能社会のための科学」への取組み

➤ 全国に先駆けての展開

学際的な研究交流の場を設け、これまでの多様な知の集積を活かし、人文・社会科学分野と自然科学分野との総力を結集

国際研究開発拠点としての新産業の創出

➤ 産業化・広域化・国際化の展開

産学官連携の強化、研究開発型産業施設の立地促進を図り、新産業創出に取組むと共に、国際研究開発拠点の戦略的体制構築、国際化に向けた都市環境整備の推進を図り、世界に開かれた都市を目指す

文化拠点の高度化と新たな文化学術研究の推進

➤ 文化学術研究と国際貢献の推進

文化拠点の高度化や施設の設備充実・連携により、新たな文化学術研究を推進。文化遺産に関する実績を活かし、引き続き保存修復等の国際貢献を推進

未来を拓く
知の創造都市の実現

➤ 市民や研究者による都市活動の展開、持続可能なまちづくりの実現

「知による生産や文化が創出され新しい価値が創造される共に、持続可能社会での生き方が創造・発信される都市」を目指す。実証実験の展開、体験し学ぶ新たな観光等を推進。

学研都市の活動を支える
基盤整備の促進

➤ サード・ステージにおけるスピードアップ

学研都市における学術研究活動や市民活動を支える関連道路整備等の基盤整備を推進し、併せて公共交通サービスの充実を図る。

「高度な都市運営」に向けて
大きくステップアップ

➤ 「都市の建設」から「建設推進・高度な都市運営」への体制の強化

学研都市を支え、推進する体制づくり、学研都市を一体化した新たな運営組織づくり、産学官連携組織の構築を図る。

出典：けいはんな学研都市紹介パンフレットを要約 4

平成20年度土地利用構想策定の経緯と成果

① 地区のおかれている状況

木津東部丘陵の位置づけ等の整理

- 上位・関連計画
- 木津東部丘陵の地域資源
- 市民活動の整理と地元ヒアリング

まちづくりの視点の整理

- 緑地的環境の持続的保全・活用
- 学研都市の機能強化
- 木津川市のまちづくり施策と連携した活動展開

まちづくりの目標の設定

- 持続可能社会の実現に貢献する研究・開発の実践
- オオタカをシンボルとする生物多様性の確保・里山環境の再生
- 自然と人間のかかわりをベースとする環境価値の創造

まちづくりの基本方針の設定

- 地域資源と高度な研究活動が融合する、持続可能社会の実現に資する実証・実験フィールドの形成
- 多様な主体の参画と連携・ネットワークによる、重層的な活動の展開
- 活動成果の活用と地域交流の促進による新たな文化・ライフスタイルの創造・発信

まちづくりの取り組みメニューと事例整理

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 【検討項目】 | 【結論】 |
| ➤ 里山環境を活用した文化・交流 | ➤ 多様な主体の連携を受け止めるフィールドとして活用する |
| ➤ 田園環境を活用した交流拠点 | ➤ 農業振興の拠点形成や、交流型農村リゾート機能等を導入する |
| ➤ 里山環境・農業関連分野に関する研究開発 | ➤ 地域資源を活かした農業振興、農業研修機能等を導入する |
| ➤ CO2固定化、資源の循環的活用の研究開発 | ➤ 木質資源利活用産業、自然エネルギー開発産業等を導入する |

実現化に向けたプラットフォームの形成

- | | |
|--------------------|--|
| 【検討項目】 | 【結論】 |
| ➤ プラットフォームの組織（構成員） | ➤ 設立段階では、新たな団体の獲得、PR・情報発信、支援・活動相互の調整等が必要 |
| ➤ プラットフォームの形成イメージ | ➤ 充実段階では、NPO法人化や多様な管理主体の相互の把握と調整等が必要 |
| | ➤ 自立段階では、ファンドの設立や土地所有の管理を視野に入れた法人化も考えられる |

実現化に向けた制度等の整理

- | | |
|--|---|
| 【検討項目】 | 【結論】 |
| ➤ 緑地的土地利用を担保する地域制の検討 | ➤ 自然環境保全ゾーンや里山再生・活用ゾーンといった緑地的土地利用を実現するためには、これを担保する地域性・制度等の導入が望ましい |
| ➤ 土地利用や活動展開に係る課題整理（土地所有の現状や集約化実施に際する課題等） | ➤ 効果的な里山保全活動の展開のためには、民有地権者の協力が不可欠であるが、現在の所有地が点在している状況の改善が必要（土地の集約等） |
| | ➤ 土地の集約に向けては、事業スキームや持続的な緑地的土地利用方法の検討が必要 |

土地利用構想図の作成

- | | |
|--------------------------|---|
| 【検討項目】 | 【結論】 |
| ➤ 木津北地区を中心に据えた持続可能都市イメージ | ➤ 木津北地区を中心に据えた持続可能都市は、木津北地区のみでは成立せず、学研都市の他のゾーンとの連携・役割分担と、プラットフォームによる持続的・機動的な取組みの展開が必要 |
| ➤ 土地の整備状況整理（クラスター開発） | |
| ➤ 木津東部丘陵の土地利用構想図の作成 | |

検討結果の推進に向けたまとめ

- プラットフォームの早期立上げが必要
- 活動団体の誘致・イベント開催等による話題づくりと情報発信が必要
- 関係者が協力し土地集約に向けた検討の推進が必要

5

平成20年度土地利用構想の目標と取り組みメニュー

① 地区のおかれている状況

まちづくりの目標及び基本方針

まちづくりの目標

- 持続可能な社会の実現に貢献する研究・開発の実践
- オオタカをシンボルとする生物多様性の確保・里山環境の再生
- 自然と人間のかかわりをベースとする環境価値の創造

基本方針

- 地域資源と高度な研究活動が融和する、持続可能な社会の実現に資する実証・実験フィールドの形成
- 多様な主体の参画と連携・ネットワークによる、重層的な活動の展開
- 活動成果の活用と地域交流の促進による新たな文化・ライフスタイルの創造・発信

まちづくりの取り組みメニュー

里山環境を活用した文化・交流

- 多様な主体の連携を受け止めるフィールドとして活用する

地域資源（歴史・地元活動・里山等）活用、芸術振興、企業CSR支援 等

田園環境を活用した交流拠点

- 農業振興の拠点形成や、交流型農村リゾート機能等を導入する

農業振興拠点形成、市民農園、観光農園、農園レストラン 等

農業・里山関連分野に関する研究開発

- 地域資源を活かした農業振興、農業研修機能等を導入する

農業・里山研修、農業振興関連モデル研究 等

CO2固定化、資源の循環的活用の研究開発

- 木質資源利活用産業、自然エネルギー開発産業等を導入する

自然エネルギー開発産業誘致、竹の利活用、木質資源利活用産業誘致 等

出典：平成20年度 木津東部丘陵持続可能都市整備構想より抜粋

6

木津東部丘陵土地利用構想図

木津北地区

共生ゾーン

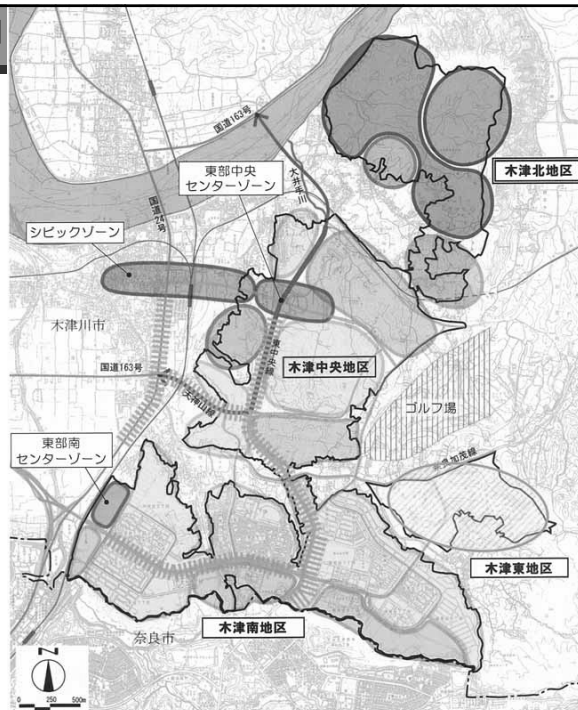
- 自然環境保全ゾーン
- 里山再生・活用ゾーン
- 田園保全・活用ゾーン
- 歴史文化ゾーン

木津東地区

- 田園共生まちづくり誘導ゾーン

木津南・中央地区

- 学研施設ゾーン
- 居住ゾーン
- 中心ゾーン
- 幹線沿道ゾーン
- 公園・緑地ゾーン



7

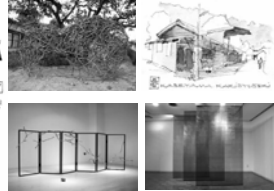
木津北地区における地元や市民団体等の活動

① 地区のおかれている状況

木津川アート

出典：木津川アート2010HPより抜粋

- ▶ 平城遷都1300年祭、第26回国民文化祭・京都2011木津川市事業の1つとしてスタート
- ▶ 木津川市内の使われなくなった建物、何か懐かしい風景、アートを感じさせる空間などを利用し、作品やパフォーマンスを行う



鹿背山倶楽部

出典：鹿背山倶楽部HPより抜粋
都市機構提供写真

- ▶ 学研都市にとって貴重な財産空間となる木津北地区の自然環境や歴史的・文化的資源等に着目し、学研都市住民の里庭として愛される環境づくりに向けた里山活動を行う組織



鹿背山元気プロジェクト

出典：都市機構より資料提供

- ▶ 鹿背山の里山（関西文化学術研究都市・木津地区）の自然環境再生とそれを支える社会的な仕組みの確立を目指す組織
- ▶ 健康な森・シイタケの森づくり、柿畑再生、竹林の手入れ、ブルーベリー畑、里山キャンプ
- ▶ 地元のこどもエコクラブとの共催による自然観察会やウォークラリー、2010年秋には里山のアートイベントを実施



8

ニュータウン事業の見直し経緯等

② ニュータウン事業の状況等

H13年12月
閣議決定

特殊法人等整理合理化計画

- ・ 新規の宅地分譲事業（都市の外延的拡大につながるニュータウン開発事業）は廃止
- ・ 現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できるだけ多くの継続事業を速やかに終了

H15年9月
国交省通知

木津北・東地区の機構事業中止

- ・ 関西文化学術研究都市としての位置付けがあるものの、隣接する地区に今後供給予定の宅地が相当量あること、更に同地区に比べ交通条件が厳しいことから、公団による大量の宅地供給を主要な目的とする本事業は事業中止
- ・ 関西文化学術研究都市における位置付け、地元の意向を踏まえつつ、当地区のまちづくりについて地方自治体等と協力して検討

H19年12月
閣議決定

独立行政法人整理合理化計画

- ・ ニュータウン事業については、これまでの計画を前倒して供給・処分を完了するよう努める

H21年2月
国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構 第二期中期目標

- ・ 事業リスクの管理を徹底しながら、中期目標期間中に工事を完了
 - ・ 土地の供給・処分完了に向けた取組みを一層推進することにより業務完了の前倒しに努める
- 対象期間：H21～25年度の5年間

9

山林、森林内の権利・保全に関する課題等

③ 世の中の潮流

後継者難で山林売却の拡大

- 後継者のいない林業従事者等が山林を手放すケースの増加に伴い、投資を目的とした実態の不透明な企業や外国企業等による買収も増加
- 今後、大規模な買収も懸念される

議員による勉強会の実施

- 日本の水源林を守る議員勉強会の実施
- 森林法改正案などを国会に提出

地籍調査を50%に引き上げる

- 国土交通省は、現在42%にとどまっている山林地域の地籍調査を50%に引き上げる目標を定めた
- 林野庁においても、山林売買を巡る実態調査を強化

自治体による水源地の保全・買収

- 北海道ニセコ町や東京都は水源にあたる民有地の買取に着手
- 北海道では、山林や沼地の取引に契約前の届出を求める条例を検討
- 水源地の保全を行うことは、山崩れの防止や水道水の品質維持につながる

水源保全、自治体動く



出典：日本経済新聞（H22.6.26）

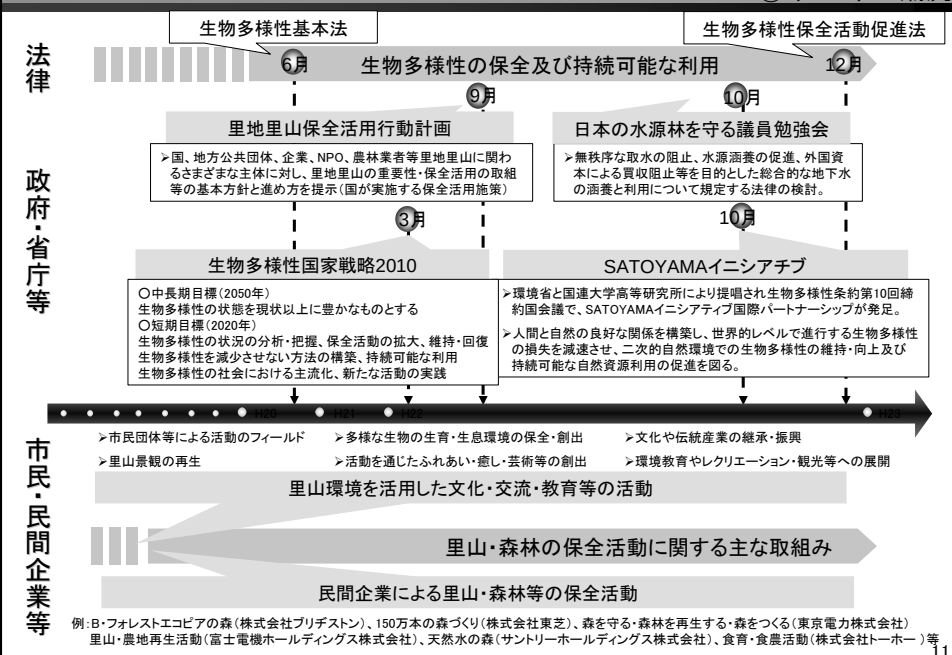
外国人による土地取得規制の有無	海外における外国人による土地取得規制の有無
フィリピン、タイ	原則として所有不可
インドネシア	不可。開発権などは取得可能
インド	外国人の現地売却は取得可能
シンガポール	法務省の許可が必要
韓国	許可を申請すれば可能
カナダ	一部の州で非居住者の所有を制限
米英独仏	原則として規制なし。独仏は保護地域付近も
(注)日本農林規格等に関する法律による	

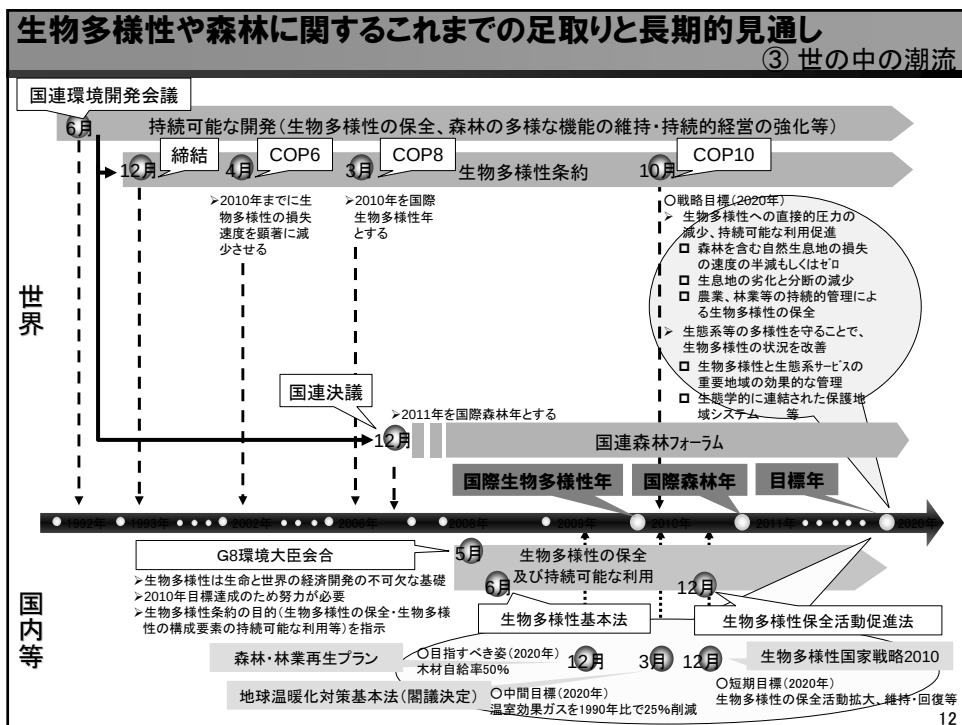
出典：日本経済新聞（H22.12.10）

10

里山・森林の保全活動に関する最近の動き

③ 世の中の潮流





平成20年度以降の動向

③ 世の中の潮流

木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動の展開

天然水の森 きょうと南山城

- 三上山周辺地域・南山城広域林道沿線地域における水源涵養のための森林の整備活動
- 森林整備の対象地の関係者との間で協定を締結
- 針葉樹林の間伐・枝打ち、作業道等の整備、木材の有効利用、広葉樹林の整備等

「天然水の森 きょうと南山城」対象地域

クリーンセンター建設予定地

木津川市域

注: けいはんな学研都市リーフに掲載の図面を加筆

木津北地区へのクリーンセンター建設計画

出典: 木津川市資料

建設予定地

木津川市鹿背山川向地内

施設用地

敷地規模: 約3ha

焼却能力

ごみ焼却量=94t/日
稼働日数=280日/年

工事着手目標

平成25年度

有効活用

- 環境学習の学びの場等の確保
- 災害時における地域支援機能の確保
- 地域活性化と環境ゾーンの整備に向けた取り組み

13

委員会での検討の進め方

平成23年2月8日

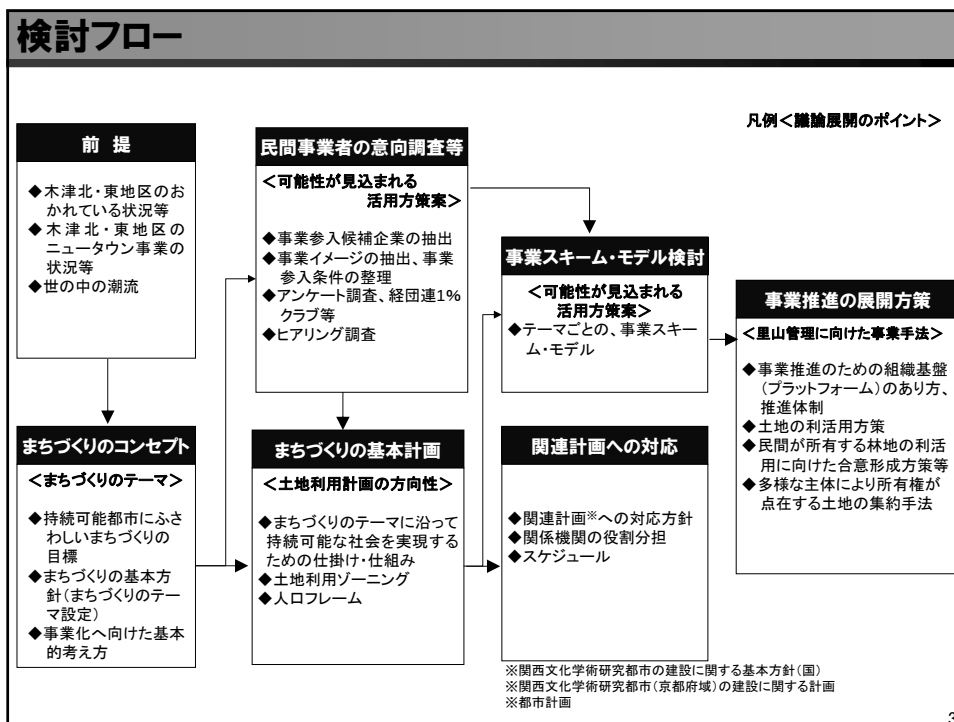
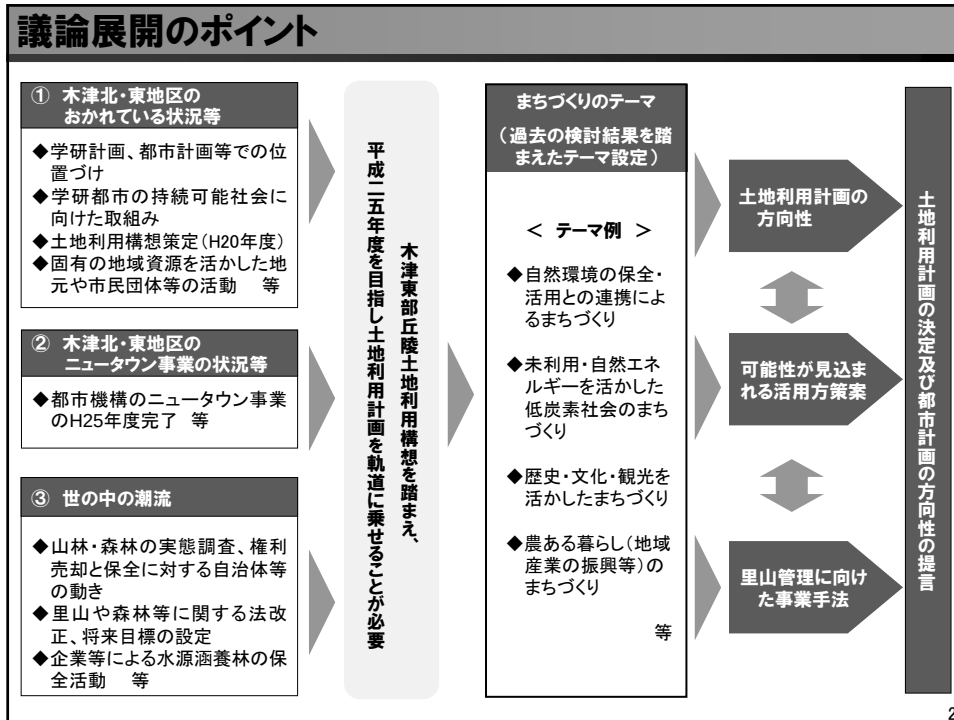
検討の内容等

1. 木津東部丘陵持続可能都市整備構想を前提とし、里山の保全(再生)をめぐる社会的動向や新たな土地利用ニーズ等を踏まえた実現可能な木津北・東地区の土地利用計画を検討する。

- ・まちづくりのコンセプト
- ・まちづくりの基本計画(テーマ、土地利用ゾーニング等)
- ・事業スキーム
- ・事業推進の展開方策(プラットフォーム、多様な主体により所有権が点在する土地の集約手法等) 等

2. 今後、土地利用計画の具体化へ向けて必要となる各種手続きの進め方・スケジュール、関係機関の役割分担、関係者の合意形成方策を検討する。

- ・関連計画(関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針、関西文化学術研究都市(京都府域)の建設計画等)への対応方針 等



1. まちづくりのコンセプト検討

検討フロー

- ① 持続可能都市にふさわしいまちづくりの目標
 - ・目標年度
 - ・将来ビジョン
 - ・まちづくりコンセプト
 - ・社会的意義等
- ② まちづくりの基本方針(テーマ設定)
- ③ 事業化へ向けた基本的考え方

4

2. 民間事業者の意向調査等

検討フロー

- ① 基礎調査
 - ・上位計画や関連計画の把握と分析
 - ・立地環境の整理把握・分析
 - ・類似事例調査
 - ② 民間事業者の意向調査
 - ・事業参入候補企業の抽出
 - ・事業イメージの抽出、事業参入条件の整理
- <方法>
- 第1段階: アンケート調査、経団連1%クラブ等
- 第2段階: ヒアリング調査

5

3. まちづくりの基本計画の策定

検討フロー

① まちづくりのテーマに沿って持続可能な社会を実現する

ための仕掛け・仕組み

<テーマ例>

◇自然環境の保全・活用によるまちづくり

◇未利用・自然エネルギーを活かした低炭素社会のまちづくり

◇歴史・文化・観光を活かしたまちづくり

◇農ある暮らし(地域産業の振興等)のまちづくり

② 土地利用ゾーニング

③ 人口フレーム

6

4. 事業スキーム・モデルの検討

検討フロー

民間事業者への意向調査の結果を踏まえて、実現可能性を検討し、テーマ毎に事業スキーム・モデルとして検討・整理。

<例>トラスト型、公共事業型、PPP型、収益事業型等

- | | |
|---------|-------------|
| ・事業の目的 | ・事業主体 |
| ・土地所有形態 | ・土地活用方策 |
| ・事業内容 | ・収益性 |
| ・資金調達 | ・取り組みイメージ 等 |

7

5. 事業推進の展開方策の検討

検討フロー

- ① 事業推進のための組織基盤(プラットフォーム)のあり方、
推進体制
- ② 土地の利活用方策
- ③ 民間が所有する林地の利活用に向けた合意形成方策、
シナリオ
- ④ 多様な主体により所有権が点在する土地の集約手法 等

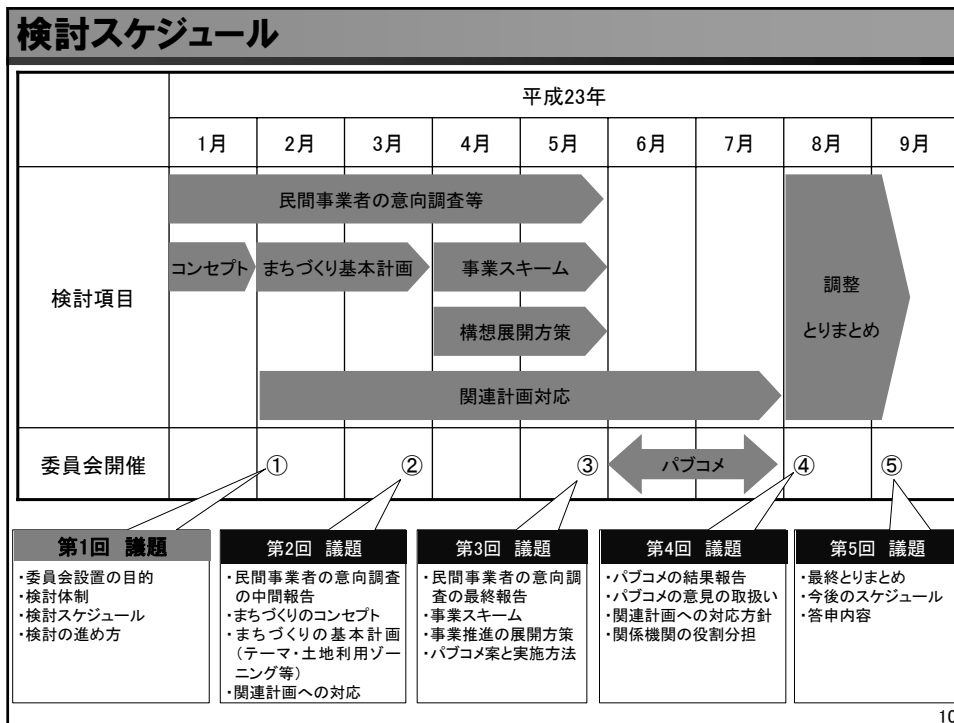
8

6. 関連計画への対応方針に関する検討

検討フロー

- ① 関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針(国)への対
応方針
- ② 関西文化学術研究都市(京都府域)の建設計画への対応方針
- ③ 土地利用計画を担保・実現するために必要な都市計画
- ④ 関係機関の役割分担
- ⑤ スケジュール

9



民間事業者への意向調査について

平成23年2月8日

調査の考え方

1. 木津北・東地区の基本方針に対する企業の関心の度合い

- 企業の支援を得るための条件として、本地区の取り組みが、どの程度訴求力を持つ内容であるかを把握する必要がある。
- そのために、本委員会で検討した目指すべき基本方針を提示した上で、それに対する民間企業の関心の度を把握する。

※基本方針(案)は別紙参照

2. 企業が木津北・東地区の土地利用計画を支援する可能性

- 基本方針への一定の関心が得られた上で、企業が実際に土地利用計画を支援する可能性について把握する。
- 特に、企業としての社会貢献活動の基準や条件等を設けている場合には、本地区の土地利用計画及び企業に期待する支援内容がそれに合致したものであることが求められる。

3. 企業による木津北・東地区の具体的な支援の方法・規模

- 本地区の土地利用計画への参加可能性と同時に、参加が可能となった場合の具体的な支援の方法・規模について把握する。
- 例えば、資金面での支援や人的支援、または、企業の主たる事業と関連づけた支援など、どのような形の支援が想定されるか、またそれぞれの場合の条件などがあれば、把握することが重要である。

調査手法

本調査は、アンケート調査とヒアリング調査の2段階で実施する。

1. アンケート調査

- 企業の関心を把握した上で、一般論としてではなく、本地区における土地利用計画に理解を示し、支援を得る可能性のある企業を抽出する。

2. ヒアリング調査

- アンケート調査により抽出した企業を対象として、具体的な支援に対する意向や可能性についてヒアリングを行う。
- 企業のCSR等の担当者への電話によるヒアリング調査にて、具体的な支援が得られる可能性などを見極め、有力候補を抽出した上で、訪問によるヒアリングを行う。

2

アンケート調査計画

1. 調査対象（案）

- 核となる参加が想定される企業・団体を対象とする。
 - ① 学研都市に立地する企業・団体（営業所ではなく、本社に送付）
 - ② 経団連1%（ワンパーセント）クラブ など、CSR活動に積極的に取り組む大手企業（法人会員176社）
 - ③ 関西経済連合会 会員企業

※過去に、学研都市に立地する企業・団体を対象としたアンケート調査が実施されているが、本地区の基本方針を明確にした上で、各企業・団体の考えを把握する必要があることから、本調査においても改めてアンケートを実施する必要があると考える。

2. 実施方法

- 関西学研都市推進機構より、郵送による各企業への配布、回収を想定。

3. 実施主体

- 調査主体：木津川市
- 調査実施機関・問合せ先：関西学研都市推進機構（木津川市から調査業務を受託）

4. アンケート調査票 別紙(1) 参照

3

ヒアリング調査計画

1. ヒアリング項目案

- アンケート調査結果を踏まえ、支援が期待される企業を対象として、電話または訪問によるヒアリング調査を行う。

2. 主なヒアリング項目（案）

- ①本地区の基本方針に対する考えや評価
- ②本地区への支援を検討する上で明確化すべきこと
※事業内容の明確化、事業主体の明確化、事業の実現可能性、事業により期待される効果など
- ③これまでの企業の社会貢献活動の実績から、本地区において想定される支援内容・規模
※支援対象を選定する上での基準・規定などがあれば入手する。
- ④土地利用計画の実施における「名義後援」の可能性、手続き及び条件
※申請書などがあれば入手する。
- ⑤その他

木津川市学研木津北・東地区に関するアンケート調査へのご協力をお願い（案）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

京都府木津川市では、関西文化学術研究都市に位置する木津北・東地区（以下、「本地区」とする。）について、学研都市のサード・ステージ・プランで示された「持続可能社会のための科学」を実践するフィールドとして整備するためのモデルを構築するとともに、そのスキームを示した計画策定を目的として、現在、委員会を設けて検討を進めているところです。

本アンケート調査はその一環として、民間企業の皆様に、御社の社会貢献活動として本地区の持続可能社会の実現に向けたご支援を頂く可能性などについて把握させていただくことになりました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※本調査票の回答結果は、企業名などは公表せず、統計的な処理のみに使用させていただきますので、ご回答者様にご迷惑をおかけすることは決してございません。

敬具

平成 23 年 2 月〇日 木津川市

ご記入にあたって

ご回答は、該当する選択枝の番号に「〇」をお付けいただくものと記述式のものがあります。

選択枝については、単数回答と複数回答可のものがありますので、ご注意下さい。

ご不明な点等がございましたら、以下の担当宛にご連絡下さい。

◆調査主体：木津川市

〒

TEL：／FAX：

担当：

◆調査実施機関・問合せ先：財団法人 関西文化学術研究都市推進機構（木津川市から調査業務を受託）

〒

TEL：／FAX：

担当：

アンケート調査票

1. 御社の社会貢献活動についてお伺いします。

(1) 御社では、どのような方法で社会貢献活動を行っていますか？（○はいくつでも）

- a. 寄付金（金銭）
- b. 現物寄付
- c. 社員の参加・派遣
- d. 自主プログラム
- e. 地域との協働事業
- f. 社員のボランティア活動支援
- g. 特に行っていない
- h. その他（ ）

(2) 御社では、現在、以下の社会貢献活動に取り組んでいますか？（各項目につき○はひとつ）

① 自然環境保全	a. 取り組んでいる	b. 取り組んでいない
② 史跡・伝統文化保全	a. 取り組んでいる	b. 取り組んでいない
③ まちづくり	a. 取り組んでいる	b. 取り組んでいない
④ 地球環境・リサイクル	a. 取り組んでいる	b. 取り組んでいない

※取り組んでいる場合は、取り組んでいる場所及び事業名をご記入下さい。

事業名	場所（市町村名）	概要（「森林の保全」など）

2. 現在検討中の本地区の「持続可能社会の実現に向けた取組み」についてお伺いします。

(3) 別紙の木津北・東地区の土地利用の基本方針をご覧頂き、御社及び御社の社会貢献活動の理念に照らし合わせて、どのようにお考えになりますか？（○はひとつ）

- a. 基本方針に、強い関心がある。
- b. 基本方針に、ある程度関心がある。
- c. 基本方針に、あまり関心がない。
- d. 基本方針に、全く関心がない。
- e. どちらとも言えない。
- f. その他（具体的に： ）

※木津北・東地区の土地利用の基本方針に、「強く」または「ある程度」関心があると回答された企業にお伺いします。

- (4) 条件が整えば、本地区の活動に対して、御社の社会貢献活動としてご支援を頂く可能性はありますか？（○はひとつ）
- a. 大いに可能性がある
- b. いくらか可能性はある
- c. あまり可能性はない
- d. 全く可能性はない
- e. 分からない、判断できない
- f. その他（具体的に ）

※「大いに可能性がある」、または「いくらか可能性はある」と回答された企業に伺います。

- (5) 具体的なご支援の方法として、どのようなことが考えられますか？（〇はいくつでも、あくまでも現時点での想定で結構です）
- a. 寄付金（金銭）
 - b. 現物寄付
 - c. 社員の参加・派遣
 - d. 御社の自主プログラム
 - e. 地域との協働事業
 - f. 社員のボランティア活動支援
 - g. 事業に対する名義後援
 - h. 分からない、判断できない
 - i. その他（ ）

3. 御社の社会貢献活動のご担当について伺います。

今後、詳しい資料の送付やご支援のお願いなどでご連絡を取らせていただきたいと思います。つきましては、大変恐縮ではございますが、御社の社会貢献活動に関する窓口につきましてご記入頂ければ幸いです。

- (6) 会社名・部署名

会社名	
担当部署名	

- (7) ご担当者名

--

- (8) ご連絡先（電話、電子メール）

電話	
電子メール	

木津川市学研木津北・東地区の土地利用の基本方針(案)

関西文化学術研究都市(以下、「学研都市」とする。)は、京都、大阪、奈良の三府県にまたがる京阪奈の緑豊かな丘陵に建設・整備を進めているサイエンスシティであり、東の「つくば研究学園都市」とともに国家的プロジェクトに位置づけられています。今日、人類の生存に関わる諸問題が懸念される中、ここでは、地球規模での環境に関する研究や自然科学と人文・社会科学との融合による文化学術研究、さらにはパイロットモデル都市とも言える時代を先取りした多様な試みなどについて積極的に取り組んでいます。

木津川市学研木津北・東地区(以下、「本地区」とする。)は、この学研都市の東部にある京都府木津川市に位置し、主として自然科学系の研究開発及び先端産業拠点の整備を推進するとともに、自然環境を活かした住環境整備を目指しています。

1 学研木津北・東地区の目標

(1) 持続可能社会の実現に貢献する研究・開発の実践

- ◆学研都市では、2016年までの取組みの方向性として「持続可能社会の実現」を目指しています。
- ◆本地区は、学研都市での研究成果を実践するフィールドとして、持続可能社会での住まい方・生き方が創造・発信される都市を目指します。

(2) オオタカをシンボルとする生物多様性の確保・里山環境の再生

- ◆本地区では、オオタカの営巣・繁殖が確認されているとともに、古くから地元の良質な土を利用した鹿背山焼という焼き物などの里山文化が栄えており、今日の多様な芸術活動に続いています。
- ◆こうした豊かな自然と、それを背景とした里山文化再生の活動を通じて、今日の持続可能社会の実現につながる暮らしづくりを目指します。

(3) 自然と人間のかかわりをベースとする環境価値の創造

- ◆環境の持つ価値とは、人間にとって利便性の観点からのみを評価するのではなく、持続可能な社会を築いていくための新しい評価軸に基づく価値を創造することが必要です。
- ◆そのためには、これまでの生活水準をベースとした価値規範から、自然と人間とのかかわりをベースとした暮らしにある豊かさに基づく評価基準を見いだすことを目指します。

2 導入機能メニュー・取組みイメージ

(4) 里山環境を活用した文化・交流機能

- ◆公園、環境教育、癒し・リラクゼーション、芸術振興、里山資源活用など

(5) 田園環境を活用した交流拠点機能

- ◆農業振興拠点形成、交流型農村リゾートなど

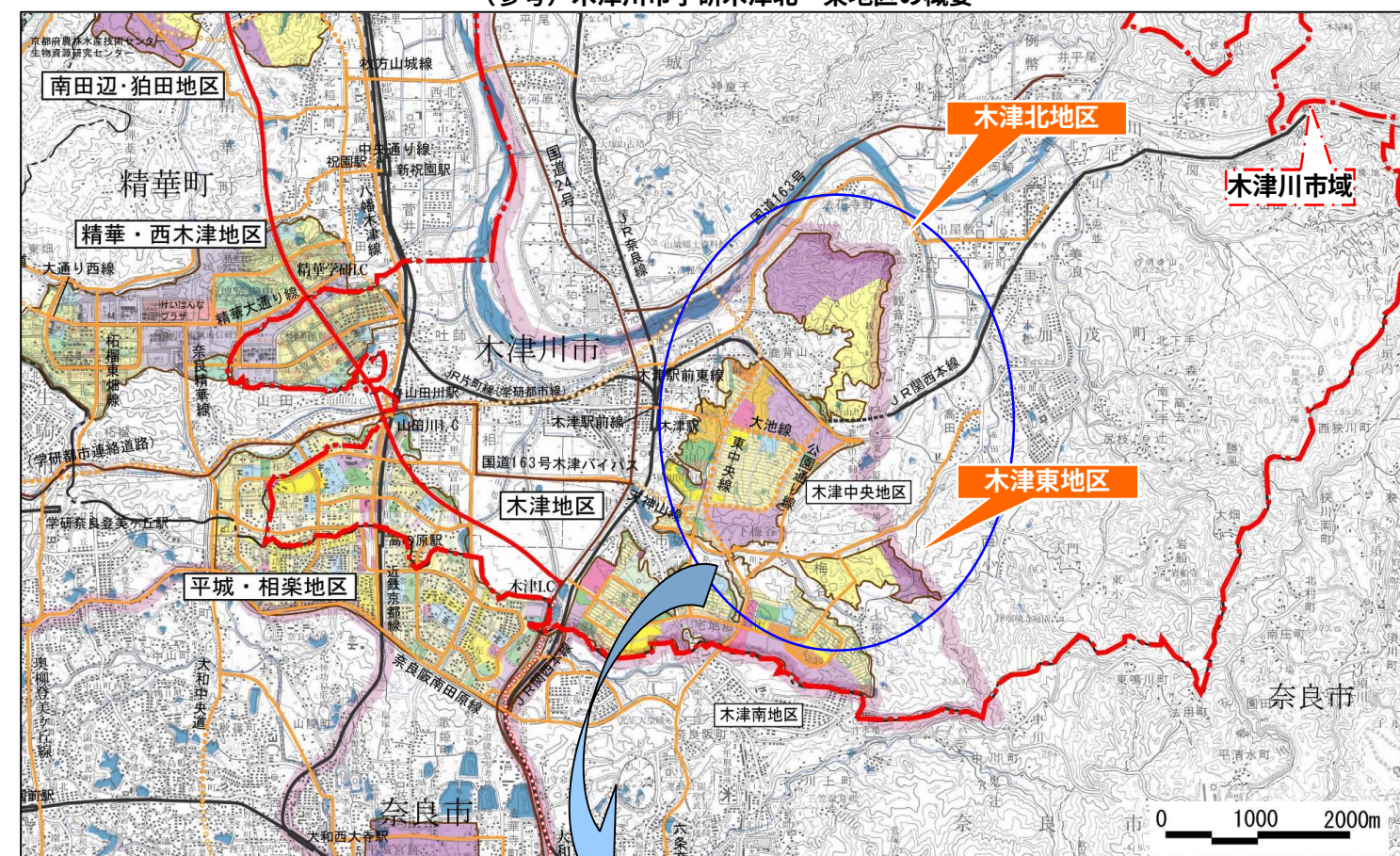
(6) 里山活用・農業関連分野に関する研究開発機能

- ◆バイオテクノロジー関連産業誘致、植物科学研究、農業・里山研修など

(7) CO2固定化、資源の循環的活用に関する研究開発

- ◆木質バイオマス・木質資源利活用産業誘致、自然エネルギー開発産業誘致など

(参考) 木津川市学研木津北・東地区の概要



持続可能社会の推進

- ◇建設予定の木津川市クリーンセンターを活用した、環境教育活動の拠点・3Rの推進を図ります。また、未利用・自然エネルギーの活用による持続可能社会の実現を目指します。
- ◇地域と連携した水源涵養林や竹林の保全・活用を図ります。

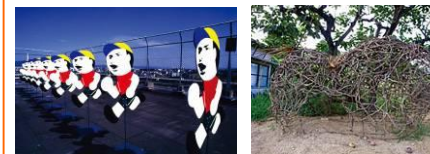
<イメージ>



里山環境を活かした文化・交流

- ◇固有の地域資源(規模・構造ともに近畿有数の鹿背山城址跡、里山景観等)や、地元の芸術活動(木津川アート等)との連携により、歴史・文化・観光を活かしたまちづくりを目指します。

<イメージ>



地区の象徴となる豊かな森の保全

- ◇里山の積極的・持続的な管理により、都市における多様な生物の生息空間の象徴となるオオタカの森を保全します。

<イメージ>



田園環境・農業を活かした交流拠点

- ◇京都大学の農場との連携や、地区の代表的な農作物(鹿背山柿・大根等)を活かした地域産業の振興を目指します。

<イメージ>



田園環境と共生する交流拠点

- ◇生物多様性への配慮や田園環境との共生、ニーズに応じた都市開発や良好な環境づくりを誘導します。

の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学研企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。